

元東京弁護士会会員

## 木村裕二さん

寡黙な方である。今年の春に弁護士登録を抹消するまでの23年間で、一貫して多重債務事件等の消費者問題に取り組んでこられた。その情熱とエネルギーは、ものしずかな外見の印象と一見異なるようで、実はとてもよくお似合いである。消費者が司法に助けを求める時、最初に対応するのは弁護士であり弁護士会であろう。木村氏や東京弁護士会が救済に力を傾けてきたからこそ、その結果としての消費者からの篤い信頼がある。木村氏の研究者への転身が、消費者問題の新たな地平を切り開くことを期待させていただく。

(聞き手・構成：味噌 康子)



—— 1990年から23年間の弁護士生活を、今年の3月に辞められて、生活のリズムがずいぶん変化されたでしょう。

長年、どこかの時期で研究生活に入りたいと思っていたので、念願かなった面はありますが、戸惑いもあります。夜中にぱっちり目が覚めて、1時間以上眠れない状態がしばらくあって、前向きであっても体はやはり変化を感じているようです。

—— 23年間の弁護士生活で、一貫していわゆる消費者問題にかかわってこられましたね。ところで消費者問題の定義ってあるんですか。

一応「最終消費者として購入した商品・サービスおよびその取引をめぐる生じる消費者の被害または不利益の問題」が一般的な定義ですが、非常に抽象的な定義を言ってもあまり意味がなくなってしまう。この10年20年の間でもずいぶん幅が広がって、深みも増してきました。弁護士会の消費者問題特別委員会の中でもいろいろなパートがあって、多重債務もあるし金融商品取引の分野もある、欠陥商品の問題もあるしと。それぞれ最先端のことになると、お互い分からない世界に突入しているというのは確かだと思います。

—— 最初に消費者問題にかかわったのは、いつどういう事件からですか。

1990年に弁護士登録をしまして、入り口は多重債務事件です。その後、法律相談の中から先物取引の事件とか、割賦販売法が絡んだ事件などにいきあたりました。一応それぞれの方面をやっていたのですが、私の場合は貸金業法改正やヤミ金融問題について深く突っ込んでいく中で、時間もなく、前ほどいろいろな分野の事件を継続して抱えていくのが難しくなっていました。法律も被害の実態もずいぶん様変わりしていききましたしね。いい意味では専門特化ですが、反省点としては、間口を広くという努力をもっと意識的に継続すべきだったというのが実感ですね。

—— そのころ、どんなことがご苦勞で問題点だったでしょう。

多重債務の事件についていうと、やはり最初は社会全体の受け止め方としては、モラルの問題に引き付けて、借りる者が悪いというところがありました。

—— 返さない者が悪いと。

また、倒産手続きが個人消費者の事件の処理としては窮屈で、事件としては非常に増えていっているのに、追いついていかない。特に1990年代半ばまでは、事件が滞留していましたね。破産の申立をしても、裁判官の面接があるまで1月も2月も待たされる。

それを待っている間にサラ金業者の方は、給料の差押を仕掛けてきたり等々、追い回されている時期というのがありましたね。

—それが変わったのはいつごろでしょうか。

1990年代末に東京地裁が運用を大幅に変え出したところから、非常にテンポが速くなった。破産法の改正は2004年になされるんですけども、もう法改正の中身のある程度運用の中で取り込んでいたというのがありまして、そこで事後的な救済の仕組みとしては、非常に改善されたということだったと思います。それを促進したのは、事件そのものが、とんでもない勢いで増えていったこと。1990年代前半は個人破産は年間1万件とか2万件とかで、それが4万件になったという時点で大騒ぎし、1990年代終わりには年間10万件、2003年に24万件を突破しているという状況ですので、例えば東京だったらその1割ぐらいが集中するわけで、1年間の土日休日を除いた何百日にどれだけの件数になるかと考えていくと、もう物理的に今ある事件を解決するため、どこまでやらなくてはいけないのか、やれるのかということ、シビアに考えざるを得なくなったということだと思いますね。

—その点、大きな改革をされた裁判官もおられたわけですね。

破産法が改正された後に解説のシンポジウムがあり、ある裁判官が出られて、「これこれの改正がありました、東京地裁においてはすでに運用において、実はテスト済みと言ってよろしいかと思います」とさらっと言われた。これはすごいことなんですよ（笑）。弁護士生活をやっていく中で、すごい裁判官もいるものだ、と印象に残っている発言ですね。

—その後、いろいろな弁護士団事件、例えばKKC被害対策弁護士団やオレンジ共済被害対策弁護士団の事務局長をされていましたね。

いずれの事件も弁護士団そのものは私的なものですが、最初の相談は弁護士会の法律相談にくるので、そこで受け止めた上で、説明会を行っています。

—入り口は、弁護士会ということですよ。

具体的な事件処理は弁護士団ですが、最初に入り口はそうですね。被害者としても、1回だまされているわけですから、次に弁護士に頼むときはやっぱり不安があると思います。そういう中で、東京は3つの弁護士会があるけれども、それぞれしっかりやる人が集まってきているというのは、依頼する被害者の側にとっても、安心できる材料になったと思います。

—外から見ると、東弁は率先して先頭を切っていたというイメージがありますが、弁護士団の中に入って、その後のご苦労というのは？

救済手段の選択肢がだんだん厳しくなりました。豊田商事事件以来、大きな消費者被害事件があったら、破産手続きで被害者の被害の公平な回復を図るのが、1つの王道で、KKC事件はどうかそれができました。しかし、オレンジ共済事件になると、その破産手続きを立ち上げるための手続き費用、予納金を被害者の側から集めるのは難しいし、悪徳商法の本体の中に、後に回収できるであろう財団が見えていればともかく、それさえもないぐらいにすっからかんにされてしまったり、どこにどう使われたか分からない、海外にお金が流れていっているとなってくると、破産事件という手段が使えない。そういう事件がだんだん増えてきました。

そうすると集团的被害回復の制度として、もっと早く手を付けられるものが必要だし、その費用の負担についても、弁護士団が取りあえず自腹を切ってしまうのをいつまでもやっているのでは、法制度としては不十分だと言わざるを得ない。救済手段を何と

かしていかなければならないというのが、まず1つです。

それからもう1つ、繰り返し繰り返しこういう消費者詐欺事件が起こっているという現実を、一体どうやってとどめればいいのかという問題にも、ぶち当たりまして。実はKKC事件だったらカリスマ性のある、何となく一般受けのする人がお神輿の上に乗るんだけれども、お神輿がすべてを動かしているわけではなくて、それを担いでいるのは中間層。

——準プロ集団がいるわけですね。

立ち上がると全国からわっと実務能力のある人たちが、同窓会のようにして集まって来る。それで警察に摘発されると、お神輿の方は捕まって。

——あとはみんなクモの子のように散って、また何かあると結集…。

「私たちがだまされたんです」、「あんなことになるとは思っていませんでした、申し訳ありません」と言って刑事責任も免れるし、民事的には最初の時期に収益に与ったりして、その利得がそのままになってい

る。本当は、いずれ潰れることは最初から分かっているのです。だから連綿と「業界」として続いていて、また何年かしたら八葉グループ事件が起きてきたり、ということが繰り返されるわけですね。これを根元から断とうと思ったら、やはり中間的にかかわった人たちの違法な収益を、吐き出させていかないといけない。そういう問題意識というの、弁護士活動をやりながら思ったことですね。

中間者の一人ひとり個別に裁判を起こすのも大変だし、普通の不法行為構成では、「いや、幹部が何をやっているかは本部に常時いたわけではないから分かりません」という逃げ方を最初から狙っているわけで。そうすると過失の立証も難しい。そこが2つ目の課題として感じたところですかね。

——だまされたと気付いて弁護士のところに行って、弁護士が弁護士を築いて破産だと。そうするとかなり時間がかりますから、財団の確保、吐き出されるべき収益の確保は厳しそうですね。

そこはやはり制度、仕組みを変えていかななくてはならないところでありまして。

## 注 釈

### KKC事件

経済革命倶楽部事件の略称。1995年頃発足し、約1万2000人から約350億円を集めた。会員になると、健康食品や浄水器を購入し、新たな会員を1人入会させることが義務付けられ、高額な配当を受け取ることができるとされた。商品は形式的なもので、購入する形で出資金を納付する。1997年に主宰者は詐欺罪で逮捕。

### オレンジ共済組合事件

元参議院議員が1986年にオレンジ共済組合を設立。1992年「オレンジスーパー定期」なる高額配当をうたった商品を出し、約93億円の資金を集めるも組合員に配当せずに1996年に同組合は倒産。1997年に詐欺罪で逮捕。

### 八葉グループ事件

1999年健康食品会社を中核とする「八葉グループ」の事業が開始。代理店になれば栄養補助食品の販売利

益の配当が得られ、出資金が1年で2倍になるといいたい、約5万人から約1500億円を集めたが、配当が滞り出し、被害者連絡会議が破産を申し立て、2002年1月に破産宣告を受けた。2002年に元名誉会長らを詐欺罪で逮捕。

### 消費者団体訴訟制度

被害額は少額でも被害者が多数のサービスを提供した業者に対し、適格消費者団体（現在11団体が認定済）が被害者に代わり訴訟（契約や勧誘の差し止め）を起こせる。2007年6月7日より施行。

### 消費者裁判手続き特例法案

商品に欠陥があった場合など消費者契約に関する5類型に限り、特例適格消費者団体が事業者の商品代金等を請求するしくみをつくる。2013年の通常国会に提出されたが、6月25日衆議院消費者問題特別委員会は継続審議で終了。

— どういうふうに変えましょう。

例えば刑事事件の詐欺で立件しようと思ったら、詐欺の末期的な事態にならないと警察は入れない。ですからやはり民事なんですよ。早い時期にその商法が違法であるということで、差止めを掛けたり保全をしたりすることが必要でしょう。もちろんそれは誰が担うのかという問題はありますが。

— 訴える被害者の側が早い段階から気が付かないといけないわけですが、自分はもうかかるとして話に乗ったわけだから、初期には立ち上がるモチベーションがないですよ。

そこはいろいろな消費者団体などが果たす役割のところだと思いますし、弁護士会もそちらの方に工夫を重ねていかなければいけないと思います。闘うためには使える手段がなければならぬので、集団的な被害回復のための訴訟制度とか、今立法の準備がなされている制度など、手掛かりは出来てきつつあるのかなとは思いますが。

— この間の流れを見てみると、いくつかのエポックがあって、例えば消費者契約法や消費者団体訴訟制度の成立、クレジット・サラ金に関しては2006年の最高裁判例、また消費者庁の誕生や消費者裁判手続き特例法案の国会提出など、いろいろな経過がありました。その後の動きに一番大きい影響を与えたと思われるのは？

1つの大きな成果としては2006年の貸金業法の改正というのが、いろいろな意味で影響を持ったのかなと。それは後の、割賦法の改正などにつながっていきました。また、消費者保護は、個人の資質の問題ではなくて、自治体などでも取り組んでいかなければならない問題だという方向へ、大きく意識が変わっていきました。我々はある意味驚いたんですが、消費者庁の実現も、その流れの中で起きました。貸金業法の改正は、全体的には規制緩和という流れで進んできた中で、業者に対する規制を厳しくするという一見、逆の方向のようなんだけれども、そういうクサビを打

## 年表

1961年	サリドマイド事件
1968年	カネミ油症事件 消費者保護基本法制定
1985年	豊田商事事件
1987年	靈感商法被害
1994年	製造物責任法公布
1997年	ココ山岡事件
2001年	消費者契約法施行
2004年	消費者基本法公布・施行 破産法改正
2006年	最高裁判例により期限の利益喪失特約 下での利息制限法の制限超過利息の支 払任意性を否定される 消費者契約法改正 (消費者団体訴訟制度) 出資法、貸金業法改正 (みなし弁済、グレーゾーン金利廃止)
2009年	消費者庁誕生
2010年	改正割賦販売法施行
2012年	消費者教育推進法施行
2013年	消費者裁判手続き特例法案国会提出

ち込んだという点で、大きな位置を占めるとは思っています。

今、振り込め詐欺やその変形版が横行していますが、ああいったものの源流は、ヤミ金融にあったと私は思うんです。実際、振り込め詐欺で捕まった人間が、元はヤミ金融だったけれども、もうからないのでこっちに転身したと述べている者たちもいます。やっている中身は、かなり似ている面がある。何らかの形で個人情報を得て、対面せずに電話で脅かしたり騙したりしてお金をとる、他人名義の携帯電話、他人名義の口座を使って身元を隠すというやり方は、ヤミ金融から始まって振り込め詐欺とか未公開株詐欺などに広まっていったと思うんですね。

それらを担っている者たちは、「半グレ」と呼ばれている若い暴走族上がりなどの者たちです。彼らが

遊びだけでつながっているのなら、年をとっていけば希薄化していくけれども、彼ら独自の「ビジネス」を持ってしまった面がある。だから、多重債務が大もとになってヤミ金融がありますので、ヤミ金融があんなに大きくなるもっと前の段階で、貸金業法改正が行われていれば本当はよかったんだろうな、と思っています。

— その貸金業法の改正がもっと前に出来ても、今の問題はやはり同じように起きませんか。

タイミングの問題が重要です。彼らが「ヤミ金融はやりたい放題、まる儲け」という成功体験を得るのは、2002年から2003年ころですが、貸金業法改正のチャンスは2006年の前にも2003年、さらに遡って2000年にもありました。「腎臓売れ、目ん玉売れ」の取り立てが問題とされた、いわゆる「商工ローン国会」の時点です。そこで法律の改正だとか、現在行われている多重債務問題改善プログラムをつかって、全国に相談窓口を拡充するなどの対応があれば、借金返済に困った人がヤミ金に狙われるというリスクも少なかっただろうし、ずいぶん違ったはずだと思います。

— 2009年の消費者庁誕生のとき、すごく驚かれたというのは？

福田内閣のころに実現しましたが、やはりその直前まではみんなの長年の夢、ということだったですよ。それこそ20年以上前に日弁連で消費者庁を創るべきという決議をしていました。先見の明はあったんだけど、実現するまでは長い道のりであろうと思っていたところ、実現したときは一気呵成だった、という印象です。

— 2006年に消費者団体訴訟制度ができて、今適格消費者団体の認定が11あります。その消費者団体訴訟制度の仕組みはどう評価されていますか。

本当をいうともっと裾野、つまり使える主体が広い方がいいと思います。

— その主体というのがこの11団体ではなくて。

例えば私的な弁護団です。弁護団は事件に対応して迅速に立ち上がり、事件が解決して用が済んだら消えていくわけで、身軽で効率的なシステムです。恒常的な組織団体しか使えないという形で入り口が絞られてしまうのでは、機動性に欠けるのではないかと思います。

— 今までの消費者問題、消費者運動というのは、消費者の方の被害回復、救済が重点になっており、それはもちろん大事な基本の基だと思うものの、そこからさらに視点が先に広がらないかなとも思うのですが、その感触はおありですか。

1つは先ほど話が出てきましたように、多重債務者が量産されていく仕組みそのものを何とかしようとして、金利規制とか総量規制という形で具体的な形になったのが貸金業法の改正です。実際に多重債務者は減少して、破産はもう10万件を切っているので、多かったときより半分以下になっています。

一方で貸金業法は改正したけれども、またさらにそれを揺り戻して、金利規制が厳しすぎるから緩めろ、総量規制を撤廃しろと、繰り返し繰り返しその動きが起きていて、まったく油断がならない。1つの背景としては、企業の資金調達の変り方が変わってきて、銀行から借りるだけでなく、市場から社債や株式という形で資金を集めることができるようになったこと、あるいは外資が入ってきて、金融会社を外資が支配するなどがあり、そういう大きなお金の流れがある限り、再度またその規制を緩和しろという動きというのは続いていくだろうと思う。

引き続きそういった圧力の中で、消費者なり生活者なり、事業者の暮らしや仕事を守り、考えていく必要があるというところが、今この時期にいったん弁護士業を離れて研究者になることを決めた動機でもあるんですね。

目の前の対処につき、今週中にとか、明日までに何とかする等の反射運動を繰り返してきましたが、

例えば金利はどの範囲まで許されるべきものなのか。弁護士として目の前の対処につき反射運動を繰り返してきましたが、自分に気力があるうちに、そういった骨太のところに集中的に取り組めたら、と思っています。

木村 裕二



例えば金利というのはどの範囲まで許されるべきものかなど、非常に骨太のところも、自分に気力があるうちに、この10年ぐらいを集中的に使って取り組めたらと思っています。

——消費者個人は困ったら弁護士のところに行って、弁護士は弁護士会という組織があって、そして行政があって司法も助けてくれるという、この一連の流れがうまくつながっていくと理想的ですが、今までのご経験から、そのために弁護士会なり弁護士が大事にすべきことは？

弁護士自治というのは非常に重要だと思っています。社会のいろいろな課題にこたえていく上でも、立法提言をしていく上でも、弁護士会は強制加入団体なのでいろいろな考えの人が入っており、そこで法律の専門家が議論した結論は、やはりそれなりの重みがあると思う。これが例えば弁護士会が任意の団体になっていたら、ずいぶん力はそがれていってしまうと思います。

——弁護士の大増員の状況ですが、弁護士自治との関係はどうお考えですか。

弁護士を増やせば、それで需要が掘り起こされる、あるいは潜在化している需要を掘り起こすことができると、非常に抽象的・理念的に考えられ過ぎてきたのではないのでしょうか。現実困っている人たちの問題はただ弁護士が増えただけでは解決しない。また、逆の利害を持っている人たちは、反対に抑えにかかろう

とするので、そういう中でどうやって司法全体の力量を拡大していくかというときに、人数が増えて身近に感じられますというだけでは、とても成果も上がらない。逆に、就職難とか、弁護士になってからも仕事がない、減ってきたといった問題が出てくると、だんだん、弁護士会って何のためにあるんだというふうになっていく危険性があります。これは、この何年間かで非常に感じてきたところです。

——数を増やすだけではなくて、もう少し何かの工夫が？

基盤整備、司法基盤の整備を同時にやる筈でした。

例えば法的手続きについても、いろいろ既存の一般的な訴訟だけじゃない仕組みをつくるというのもあったでしょうし、消費者の訴訟の特例なども、そういった位置付けになってくると思うし、法律扶助も重要、行政、労働局に対する申告などの手続き整備も重要です。

そういうお金の掛かることとか大変なところが、何となく置き去りにされてきたような気がします。

#### プロフィール きむら・ゆうじ

1961年茨城県生まれ。1990年4月弁護士登録(42期)、東京弁護士会入会。東京弁護士会消費者問題特別委員会、同倒産法改正対策協議会、日本弁護士連合会消費者問題対策委員会、同上限金利引下げ実現本部、同多重債務対策本部、同法曹人口政策会議など多数歴任。この他、KKC被害対策弁護団、オレンジ共済被害対策弁護団、ヤミ金融対策会議などで事務局長に就任。2013年4月に、研究者へ転身のため弁護士登録抹消。